

☆郵便での戸籍証明等の請求方法について☆

静岡市への請求用

R3.12 内容更新

◆下記①②③④を同封しご請求ください。◆

①「戸籍証明等交付請求書」

昼間の連絡先電話番号（携帯電話でも可）を必ず記入してください。

②「手数料」

手数料は、定額小為替(ゆうちょ銀行または郵便局で購入)又は現金書留でお願いします。

※切手や収入印紙はご遠慮ください。(換金できないため受領できません。)

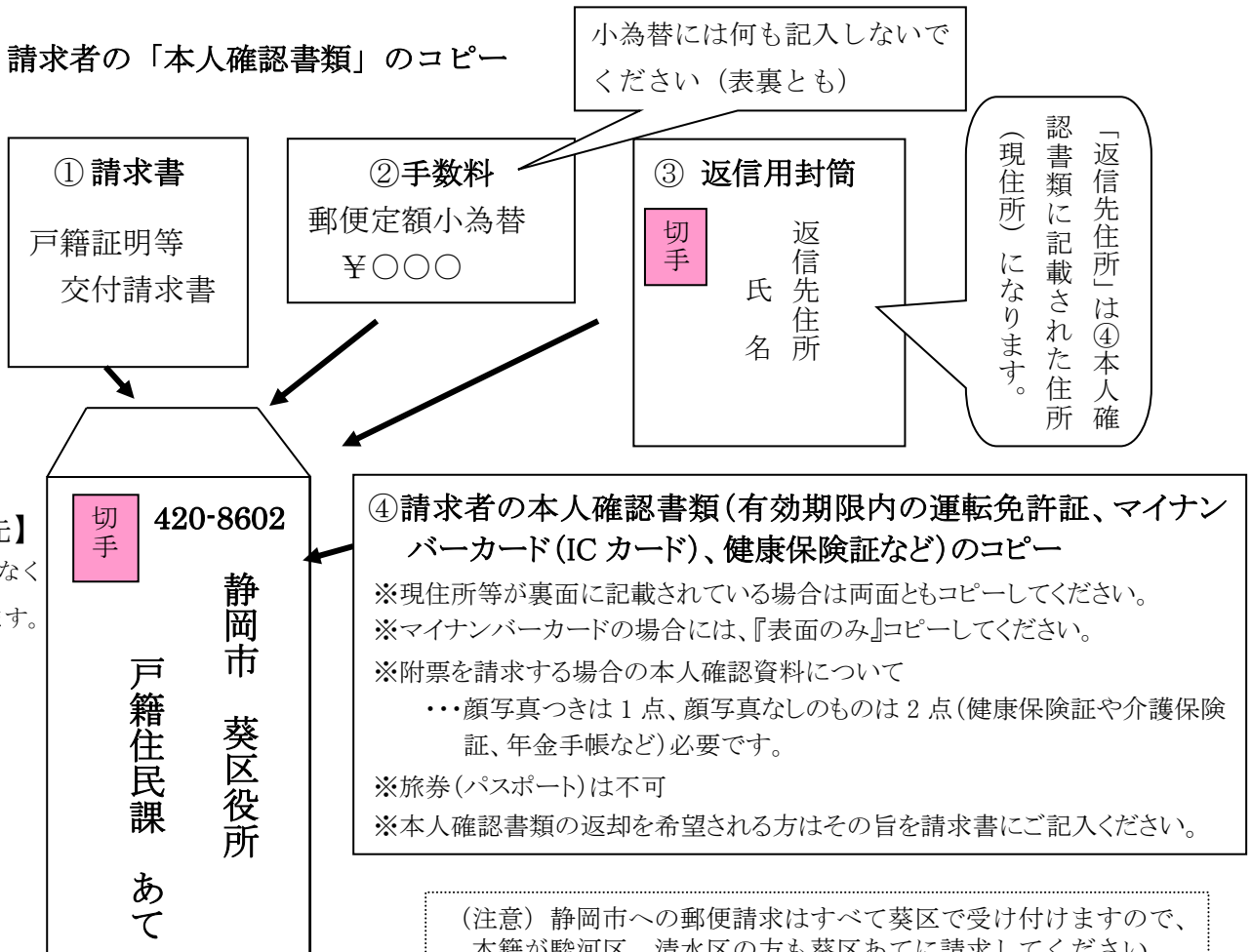
(参照) 平成15年3月1日(旧清水市は平成15年3月15日、旧蒲原町は平成17年3月26日、旧由比町は平成17年10月1日)に戸籍電算化に伴い戸籍は改製され、それ以前の戸籍は改製原戸籍(1通、750円)になります。また、戸籍の附票においても住所の履歴が分かりますのでご注意ください。

③「返信用の封筒・切手」

返送先(請求者あて)の郵便番号、請求者の住所、請求者の氏名を記入してください。(お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼ってください。また、返信用封筒をより確実に受取る方法として、特定記録郵便等もあります。)

④ 請求者の「本人確認書類」のコピー

小為替には何も記入しないでください(表裏とも)



(お願い) 郵送の場合は、配達の日数と事務の処理日数が必要です。日数に余裕をもって請求してください。

【問合せ先】 葵区役所(静岡市役所静岡庁舎内) 戸籍住民課 (054) 221-1061

戸籍証明等交付請求書〔郵便用〕

(あて先) 静岡市区長

令和 年 月 日

1 請求者(あなたの)

① 住所

(フリガナ)

② 氏名(署名または記名押印)

印

③ 証明する方とのご関係 本人 夫・妻 父母・祖父母 子・孫 その他()

(注意)「その他」の場合は原則、委任状が必要となります。

④ 昼間の連絡先電話番号【必須】 () — [自宅 勤務先]

2 用途・特記事項等がありましたらご記入ください。

(例1)母〇〇の死亡(または氏変更)の記載のあるもの (例2)〇〇市から△△市までの住所の記載のあるもの

3 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記載してください。

___月___日届出 (出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他())、届出先___市区町村)

4 必要な戸籍証明は何ですか

本籍	静岡市 区	筆頭者	(フリガナ) 明・大・昭・平・令 年 月 日生	
	(例) 葵区追手町〇番地〇※地番まで入れてください			
1	戸籍	全部事項証明(謄本) 通(1通 450円)	6	※連続する戸籍を請求する場合 氏名_____の 〔出生 婚姻 転籍〕から〔現在 婚姻 転籍 死亡〕までの 戸籍が_____組 必要 [カッコ内はマルで囲んでください]
		個人事項証明(抄本) 通(1通 450円) その人の名()		
2	戸籍の 附票	全部証明(謄本) 通(1通 300円)		
		一部証明(抄本) 通(1通 300円) その人の名()		
*下記の項目が必要な場合にはし点をしてください <input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿等の登録事項				
3	身分証明(請求者分のみ)	通(1通 300円)		
4	除籍・改製原戸籍(謄本)	通(1通 750円)		
5		通		

※1 連続する戸籍(出生~死亡などを請求する場合には、人により料金が異なります。①郵便定額小為替を多めにに入れていただきおつりを郵便定額小為替で返させていただき方法と、②先に請求書等を送付いただき料金が確定し次第ご連絡いたしますので、別途料金を送っていただく方法があります。なお、証明書は料金が届き次第の発送となります。

※2 請求者と証明者の関係がわかる書類(取得済の戸籍証明のコピー等)がありましたら添付してください。

[注意] 偽り、その他不正の手段によって交付を受けると30万円以下の罰金または10万円以下の過料に処せられます。